第六条の五		
第六条の六第一項及び前条	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項	法第五十七条の六第四項において準用する法第十二条の七第五項
	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項	法第五十七条の六第四項において準用する法第十二条の七第九項

（旧使用者等が廃止措置計画を申請する期限）

第六条の九　法第五十七条の六第二項の原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

（別記）

様式第２（第10条関係）

［略］　（表　面）　（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　［略］

第78条　［略］

第80条　［略］

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条の４、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第五　国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（旧製錬事業者等の国際規制物資の使用の届出等）	（旧製錬事業者等の国際規制物資の使用の届出等）
第一条の六　旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法第十二条の七第九項（法第二十二条の九第五項、法第四十三条の三の三第四項、法第四十三条の三の三十五第四項、法第五十一条第四項及び法第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一条の三第七項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十条若しくは法第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは法第二十条、法第三十三条第一項若しくは第二項、法第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項又は法第五十六条の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。	**第一条の六**　旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法第十二条の七第九項（法第二十二条の九第五項、法第四十三条の三の三第四項、法第四十三条の三の三十四第四項、法第五十一条第四項及び法第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一条の三第七項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十条若しくは法第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは法第二十条、法第三十三条第一項若しくは第二項、法第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項又は法第五十六条の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。
［一～四　略］	［一～四　同上］
2　［略］	2　［同上］

［項を加える。］

第六条の六第一項	法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第八項	法第五十七条の七第四項において準用する法第十二条の七第九項

（旧使用者等が廃止措置計画を申請する期限）

第六条の九　法第五十七条の七第二項の原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

（別記）

様式第２（第10条関係）

［同上］　（表　面）　（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　［同上］

第78条　［同上］

第80条　［同上］

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑